

当別町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第2期）の一部改定の概要について（令和6年4月1日改定）

男性の育児休業取得率の目標値変更（行動計画P8）

「子ども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において地方公務員に係る男性の育児休業取得率の政府目標が「1週間以上の取得率85%」に引き上げられたことに伴い、本町の特定事業主行動計画において新たな目標を設定するものです。

現 行	男性職員の育児休業取得割合10%以上
改定後	男性職員の一週間以上の育児休業取得割合85%以上